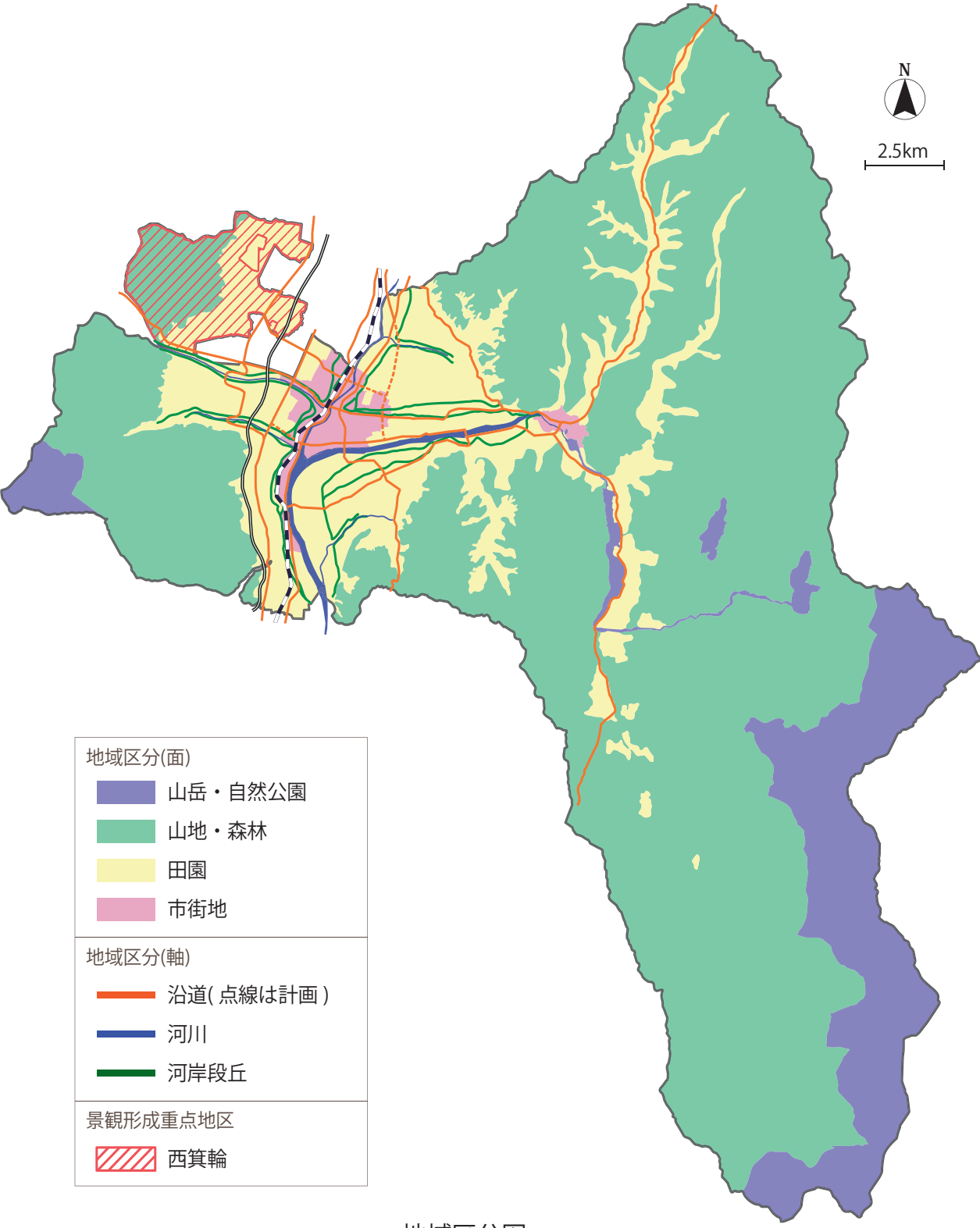


3 景観計画区域の地域区分



地域区分図

1 基本理念

眺望、自然、歴史、生活文化など、多くの特性を持つ伊那市らしいふるさとの景観を、市民、事業者、市の協働により守り育て、将来に継承していくために、また、伊那市を訪れる方々が、おもてなしと親しみを感じる景観を創ることを目指し、以下のとおり基本理念を定め取り組んでいきます。

二つのアルプスと清流に抱かれた ふるさとの景観を守り育てて未来へつなぐ



左上：高遠城址公園の桜と中央アルプス
左下：天竜川のあゆ釣り

右上：西箕輪から望む南アルプス
右下：三峰川の清流

コラム 伊那市のキャッチフレーズ

伊那市では景観保全の活動がされるなど、景観に対する意識の高い地域です。伊那市のキャッチフレーズには山や自然などのキーワードが使われ、伊那市民の景観に対する想いを見て取ることができます。その一部を紹介します。

「二つのアルプスに抱かれた自然共生都市」：伊那市総合計画における伊那市の将来像

「パノラマ伊那市」：伊那市観光基本計画の表示理念



2 地域区分(面)の方針

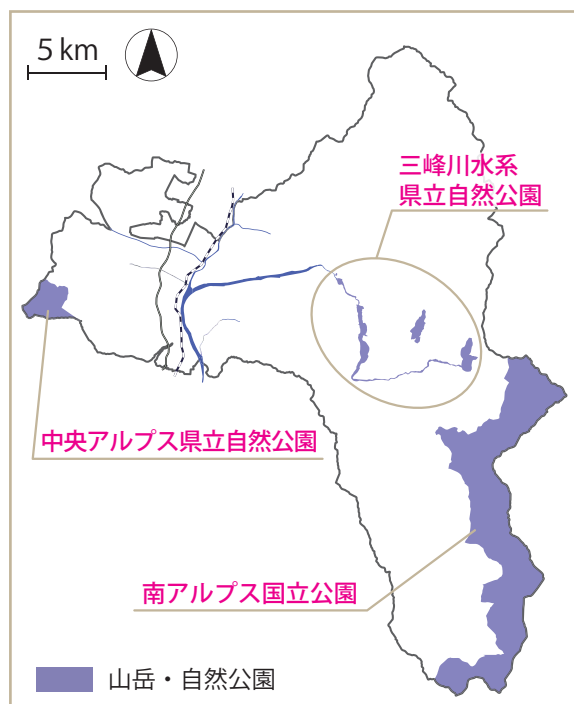
山岳・自然公園

景観形成目標

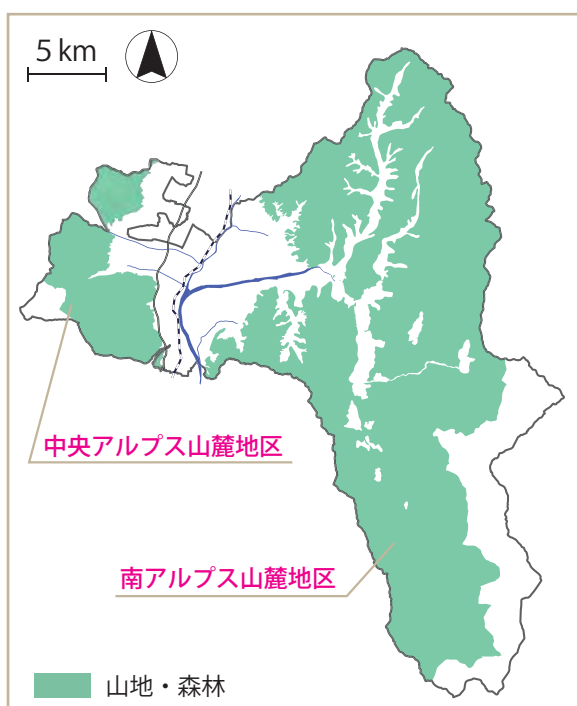
- パノラマ景観の背景となる国立・県立自然公園の優れた山岳・水系景観を継続的に保全します。

実現に向けて

- ◇ 自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づき、良好な自然景観の保全を図ります。
- ◇ 世界自然遺産登録への運動、ジオパーク、ユネスコエコパークの取り組みと連携した自然景観の保全に努めます。
- ◇ 観光施設等の建設では周囲の自然景観との調和を図ります。



山地・森林



景観形成目標

- 市街地、田園の周囲に広がる山なみ景観や、木々と清流がつくる潤いのある景観を保全・育成します。

実現に向けて

- ◇ 森林の安らぎの効果等の多面的な機能を失うことのないよう、秩序ある森林の開発に努めます。
- ◇ 森林の整備に努め、森林資源の活用を促進します。
- ◇ 建造物の建設等は、周囲の自然景観との調和を図ります。

田園

景観形成目標

農地

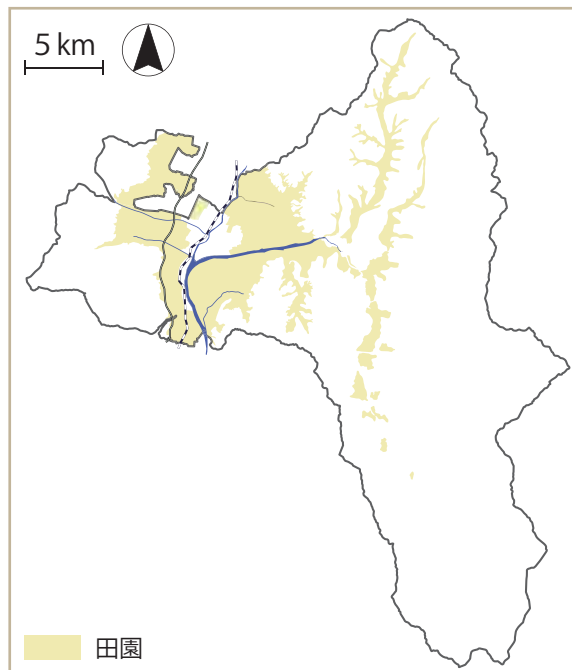
- まとまりのある広々とした農地や、集落と調和した農地の景観を保全します。

集落

- 農地や段丘林、山林とともに穏やかな佇まい^{ただす}を見せる集落の景観や、潤いのある住環境を保全・育成します。

山里

- 山懷に抱かれた集落の家並みと農地がつくる美しい山里の景観を保全・育成します。



実現に向けて

農地

- ◇ 農業振興を進めるなかで、耕作放棄等による農地の荒廃化の防止、解消に努めます。
- ◇ 農地内及び周辺の樹木の管理に気を配り、建造物の建設等は農地の景観と調和するよう努めます。
- ◇ 既存の農地景観を損なう農地の転用は避けるよう努めます。

集落

- ◇ 地域の歴史・文化を大切にしたい家並みの形成を図ります。
- ◇ 建造物は、周囲の農地、山林等と調和した形態・意匠となるよう努めます。
- ◇ 気候風土に適した生け垣等で緑化を図り、通行にも安心な落ち着いた集落の景観となるよう努めます。

山里

- ◇ 里山の活用を図り、手入れに努めます。
- ◇ 建造物の建設等は、既存の家並みと調和するよう配慮し、落ち着いた景観となるよう努めます。

コラム 街・町・まち

「まち」という言葉には「街」と「町」の2種類の漢字があり、定義が様々です。伊那市景観計画では混乱を避けるため、固有名詞を除いて平仮名の「まち」に統一することとしました。「街」と「町」の使い分けの例を紹介します。伊那市の観光課では「街は一般的な市街地等、町は歴史的な意味合いを含む場合」、新聞記事では「街は店などが並んでいる場所、町は人家が集まっている場所や地域、市町村の町」と定義されています。

市街地

景観形成目標

伊那市街地

○ 人々を惹きつける活気と魅力があふれるまち並みを形成するとともに、旧街道沿いを中心とした歴史と文化を伝えるまち並みを保全し、来訪者がおもてなしを感じる景観づくりを進めます。

高遠町市街地

○ 城下町にふさわしいまち並みを形成するとともに、桜も含めた歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりを進め、活気とおもてなしを感じる景観を育成します。

実現に向けて

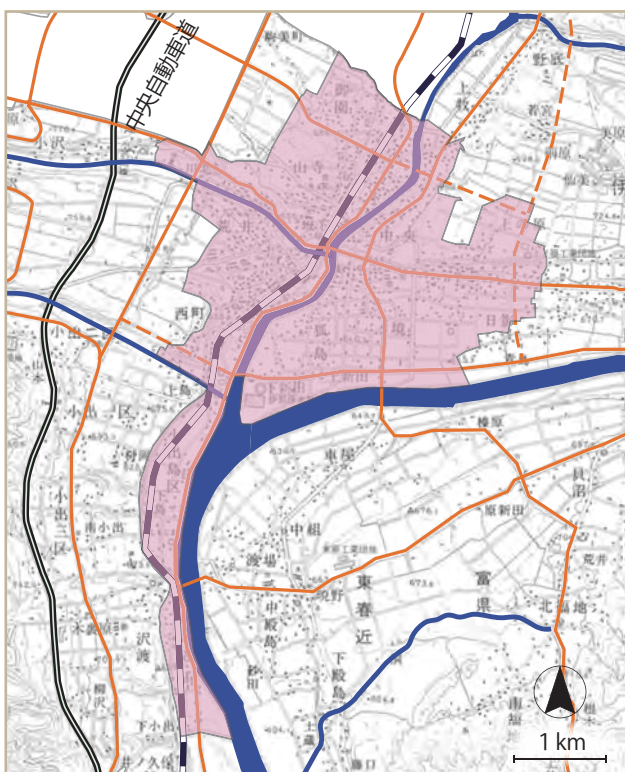
伊那市街地

- ◇ 植栽や鉢植えなどによる緑化を行い、潤いのあるまち並みの形成に努めます。
- ◇ 空き地や空き店舗の有効活用を行い、市街地の活性化に努めます。
- ◇ 街道沿いやまちなかにある、地域を特徴づける歴史的な資源の保全を図ります。

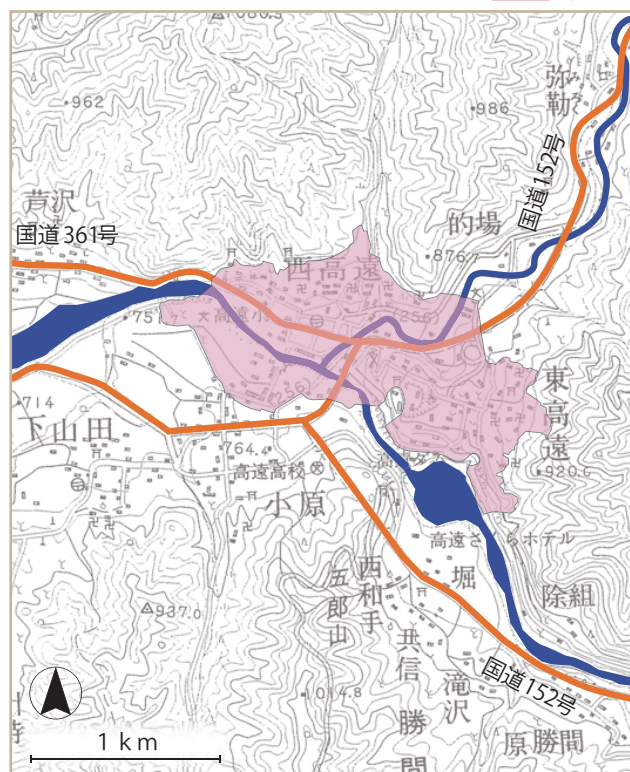
高遠町市街地

- ◇ ご城下通りを中心に、建物の外観を城下町風の様式となるよう努め、趣のあるまち並み整備を図ります。
- ◇ 桜憲章の精神を生かすとともに、植栽や鉢植えなどによる緑化を行い、潤いと癒しの空間形成を図ります。
- ◇ 点在する寺社に代表される歴史的建築物・伝統的祭りなどの文化的資源を保全・継承し、有意義な活用を図ります。

伊那市街地



高遠町市街地



3 地域区分(軸)の方針

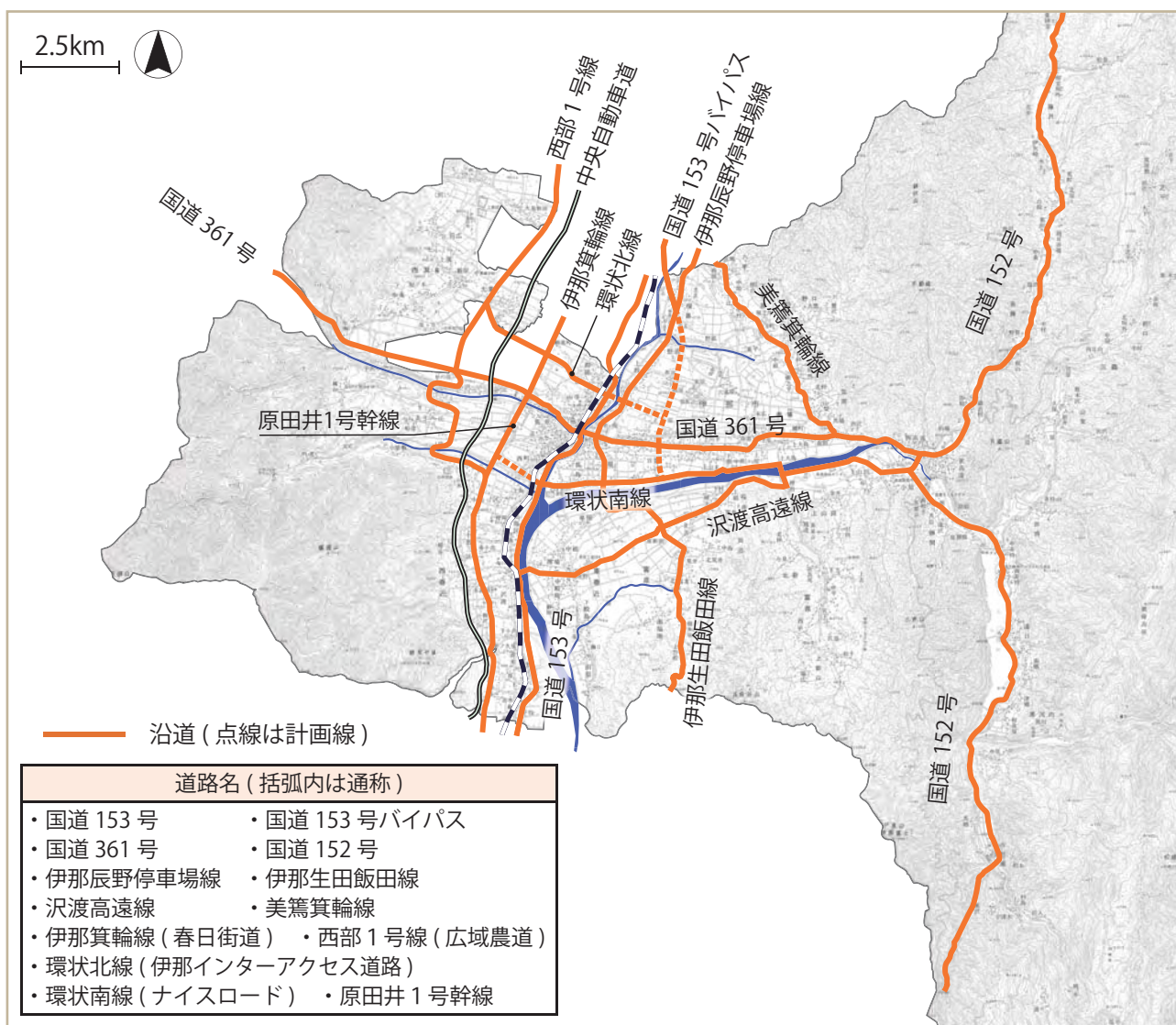
沿道

景観形成目標

○ 家並みや周囲の田園等と調和し、沿道からの眺望景観に配慮した一体的な沿道景観を形成します。

実現に向けて

- ◇ 眺望が優れている区間では、無電柱化等により沿道からのパノラマ景観の向上を図ります。
- ◇ 道路沿いの緑化や美しい街路樹の育成に努め、潤いのある空間の形成を図ります。
- ◇ 道路沿いの建造物、屋外広告物は周辺の景観との調和を図ります。
- ◇ 幹線道路沿いにおいては優良な商業・業務地の景観の形成に努めます。
- ◇ 日本風景街道の登録ルートである信州伊那アルプス街道の取り組みと連携した景観の形成を図ります。



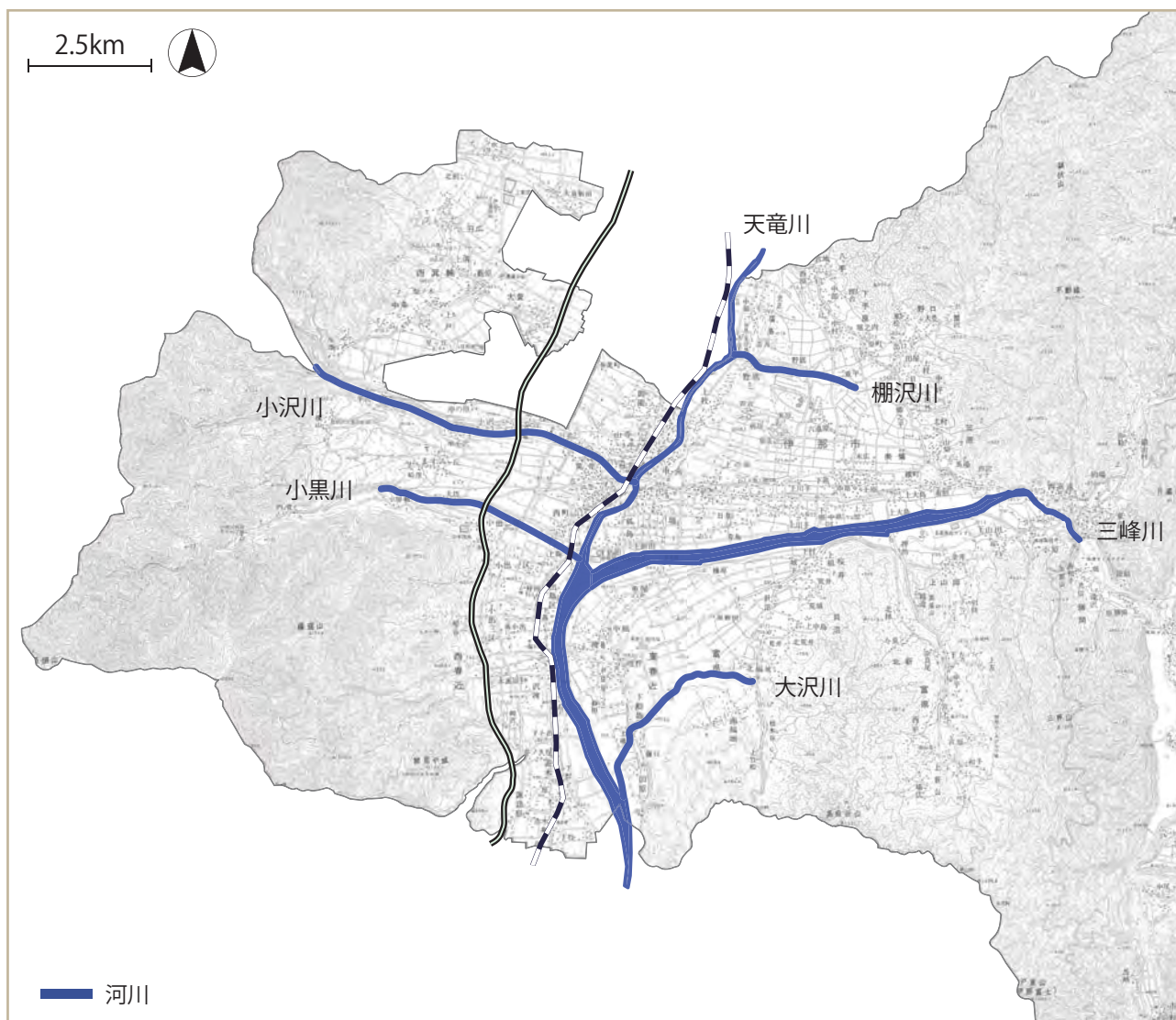
河川

景観形成目標

- 豊かな自然や田園景観、市街地の家並みと調和した美しい河川景観を形成し、市街地では親しみのある魅力的な水辺景観を形成します。

実現に向けて

- ◇ 河川沿いの建造物は規模や外観に配慮し、植栽などによる緑化にも努め、川面に映える美しいまち並み景観の形成を図ります。
- ◇ 堤防や橋梁^{きょうりょう}は河川とともに大切な景観要素であり、デザイン等の配慮に努めます。
- ◇ 河川の整備などは機能に配慮し、美しい河川景観を目指します。



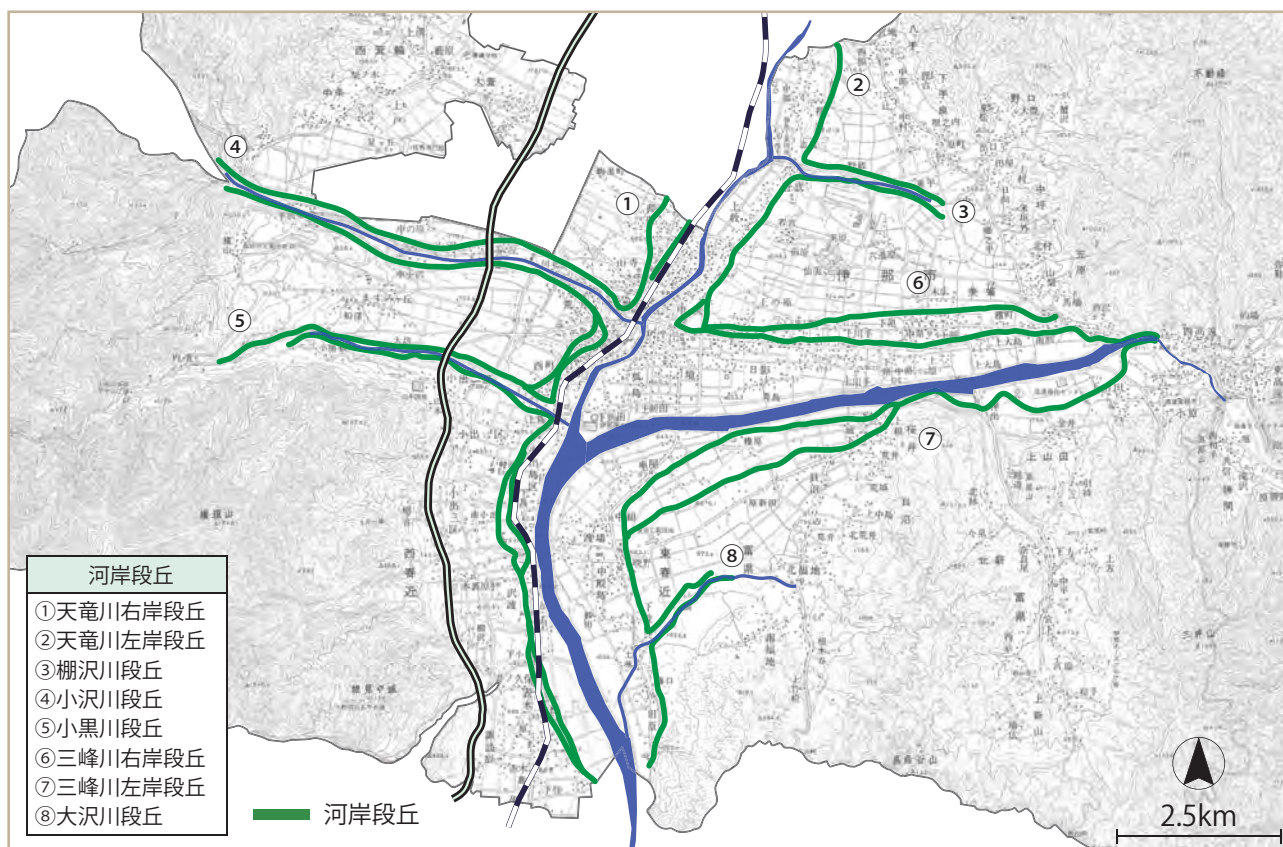
河岸段丘

景観形成目標

○ 伊那市の景観を特徴づける河岸段丘林の価値を見直し、防災にも配慮した美しい段丘林を保全します。

実現に向けて

- ◇ 段丘林の継続的な維持管理に努めます。
- ◇ 民有地などは段丘林の保全に理解と協力が得られるよう周知に努めます。
- ◇ 段丘崖の整備等に際して景観への配慮に努めます。



コラム 景観形成と景観育成

伊那市景観計画を策定するにあたって、伊那市景観計画策定委員会では「景観形成」と「景観育成」のどちらを使用するかたびたび話し合われました。長野県は「景観育成」を使用しており、次のような解説がされています。「景観を守り育てる取り組みは「景観形成」と表現されることが一般的ですが、長野県では、皆で育むことを重視する意味から「景観育成」という言葉を用いています。」（長野県ホームページから）

伊那市では景観への取り組みは保全・育成・創出を含めて「形成」として統一してあります。ただ、第3章の景観形成方針など、「育む」という意味合いが強い場合には「育成」という言葉を用いています。

4 景観形成重点地区の方針

西箕輪

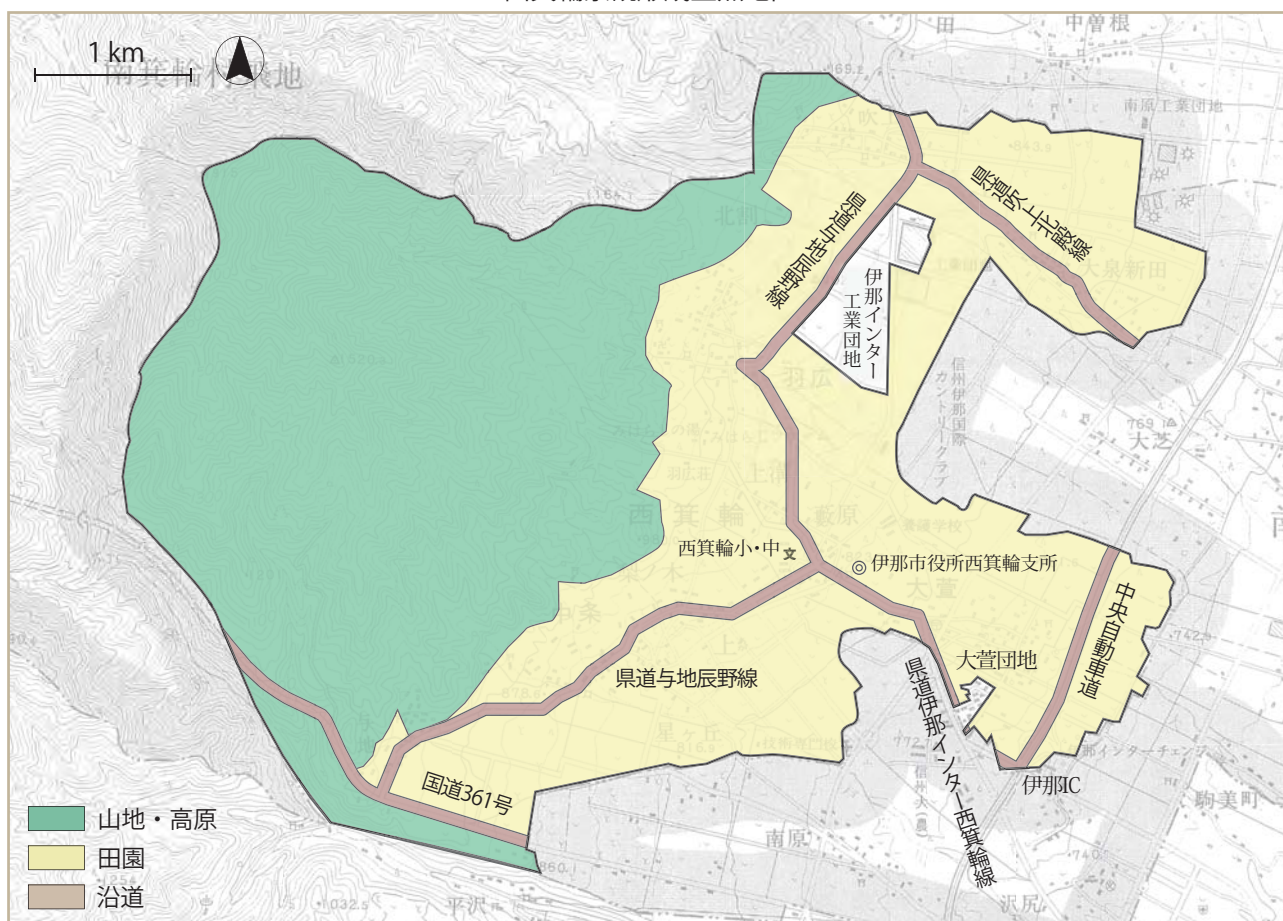
景観形成目標

- 木々の緑と豊かな農地に恵まれた田園景観を保全し、素晴らしい眺望景観を継承するとともに、安全で住みよい生活環境の維持・創出を図ります。

実現に向けて

- ◇ 沿道地域は、南アルプスへの眺望の維持と、周囲の自然景観との調和が図られるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない形態・意匠等とし、敷地周辺の緑化を進めます。
- ◇ 田園地域は、経ヶ岳山麓の扇状地に連続的に広がる田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠等に留意します。優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めます。
- ◇ 山地高原地域は、基調となる地形、河川、自然性の高い樹木などの保全・活用を図り、良好な森林景観を阻害しないように努めるとともに、他からの眺望の対象であることにも留意します。
- ◇ 長野県景観条例に基づく景観育成特定地区として行われてきた取り組みをいっそう進め、美しい地域景観の保全・育成に努めます。

西箕輪景観形成重点地区



※西箕輪景観形成重点地区の詳細は 33、37 ページを参照してください。

伊那市らしいふるさとの景観を守り育てていくためには、市民や事業者など、みんなで守る一定のルールが必要です。生活や経済活動での建設等の行為がルールに沿っていることを確認し、景観に調和したまちづくりを進めていくため、届出が必要な行為(届出対象行為)や守るべき基準(景観形成基準)を定めます。

なお、景観形成基準は、市街地、田園、山地・森林、山岳・自然公園の面の地域区分及び、沿道、河川、河岸段丘の軸の地域区分ごとに景観の特性に応じて定めます。

景観法第8条第2項第2号

1 届出対象行為

景観計画区域内(伊那市全域)において、景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為は、景観法に基づき行為着手の30日前までに届出が必要です。届出のあった行為が景観形成基準に適合するか審査します。

届出が景観形成基準に適合すると認められた場合は適合通知を行い、通知日以降であれば着工が可能です。

建築確認申請など他の法令手続が必要な場合は、それらの手続を併せて行ってください。なお、手続を円滑に進めるため、景観担当窓口にて事前協議を行っていただくようご協力をお願いします。

◆届出対象となる行為と地域別の規模

行為		一般地域※ ¹	西箕輪景観形成重点地区
建築物の建築等	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	・高さ13mを超えるもの又は床面積の合計が30㎡を超えるもの	・高さ13mを超えるもの又は床面積の合計が20㎡を超えるもの
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・変更に係る面積が100㎡を超えるもの	・変更に係る面積が25㎡を超えるもの
工作物の建設等	(3) プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類※ ²	・高さ10mを超えるもの又は築造面積30㎡を超えるもの	・高さ5mを超えるもの又は築造面積20㎡を超えるもの
	(4) 電気供給施設等※ ³	・高さ15mを超えるもの	・高さ8mを超えるもの
	(5) その他の工作物	・高さ10mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの	・高さ5mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの
(6) 土地の形質の変更※ ⁴ (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)		・面積1,000㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの	・面積300㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ2mを超えるもの
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採		・面積1,000㎡を超えるもの又は生じる法面、擁壁の高さ2mを超えるもの	・面積300㎡を超えるもの又は生じる法面、擁壁の高さ2mを超えるもの
(8) 屋外における物件の堆積※ ⁵		・堆積の高さ3mを超えるもの又は面積300㎡を超えるもの	・堆積の高さ3mを超えるもの又は面積100㎡を超えるもの
(9) (1)から(5)までの建築物又は工作物に表示・設置される特定外観意匠※ ⁶		・面積10㎡を超えるもの	・面積3㎡を超えるもの

行為	河岸段丘
木竹の伐採※ ⁷	・伐採する斜面の面積が500㎡を超えるもの

※¹ 山岳・自然公園地域については自然公園法及び長野県立自然公園条例による行為の届出及び許可が必要な地域であるため、景観法及び伊那市景観条例の届出の対象外とする。

※² プラント類：コンクリートプラント、クラッシュャープラントその他これらに類するもの。

自動車車庫：建築物とならない機械式駐車装置等の自動車車庫の用途に供する施設。

貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。

処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設。

※³ 電気供給施設等：電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設。

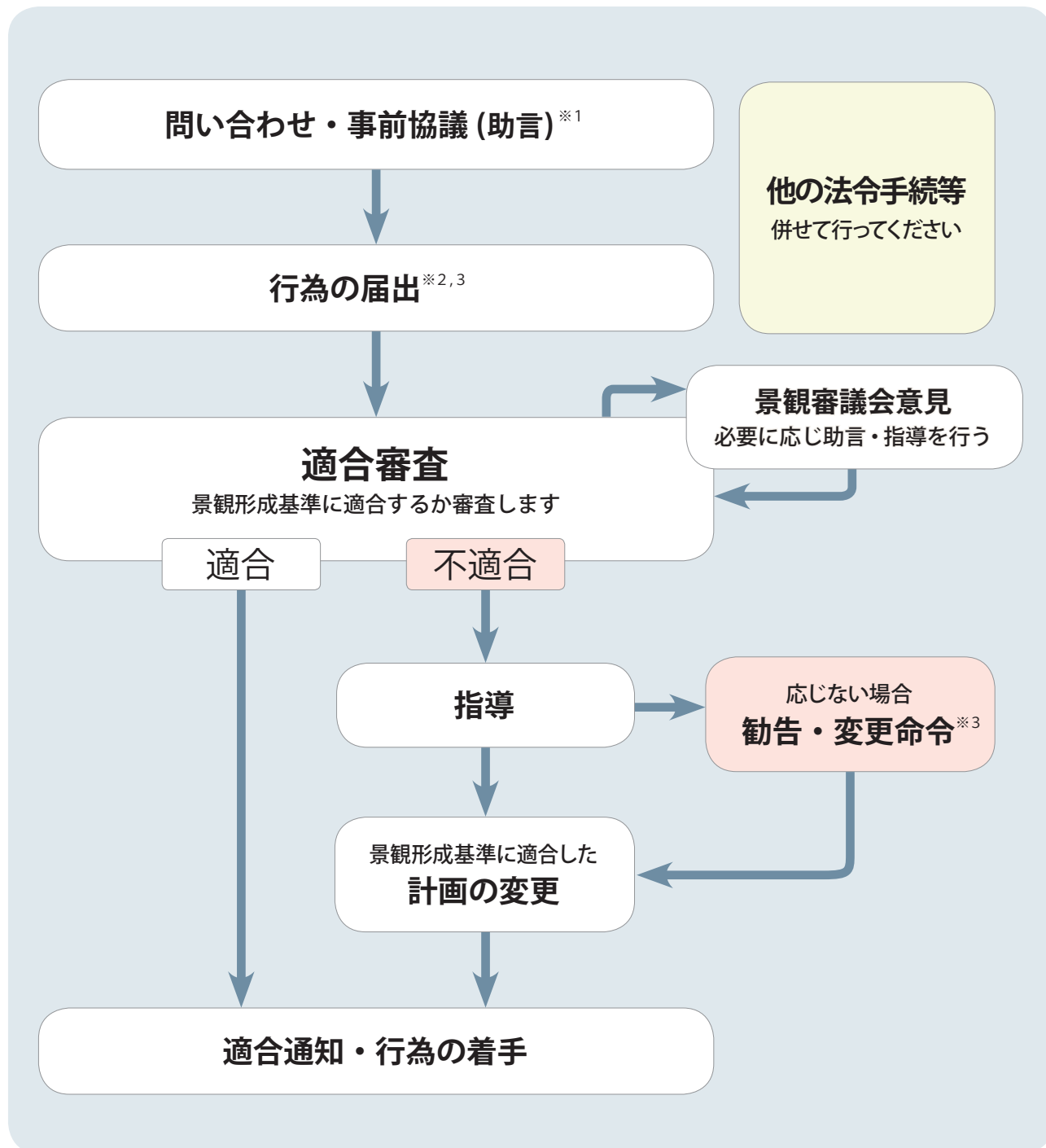
※⁴ 土地の形質の変更：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更。

※⁵ 物件の堆積：屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積。

※⁶ 特定外観意匠：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠(営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)屋外広告物の表示に関する方針は第6章を参照してください。

※⁷ 枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く。

◆届出対象行為に関する手続の流れ



- ※1 届出対象行為について事前協議を行っています。お困りの点がありましたら景観担当窓口までご連絡ください。大規模行為については伊那市景観条例に基づき事前協議が必要となります。
- ※2 市が届出書を受理した日から30日間(特定届出対象行為に関しては、審査の期間が最大で90日間まで延長される場合があります)経過した後でなければ、届出に係る行為に着手することはできません。ただし、届出が景観形成基準に適合すると認められた場合は適合通知を行い、適合通知日以降であれば着工が可能です。
- ※3 適正な届出を行わなかった場合や変更命令に従わない場合などは、景観法に基づく罰則があります。
 - ・届出違反に対する罰則：30万円以下の罰金
 - ・変更命令に従わなかった場合の罰則：50万円以下の罰金、原状回復命令
 - ・原状回復命令に従わなかった場合の罰則：一年以下の懲役又は、50万円以下の罰金

2 景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、届出対象行為に対し指導、勧告、変更命令を行うための景観形成基準及び行為の制限を、以下のように定めます。なお建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係る行為は、景観形成基準を満たさない場合は法第17条第1項に基づき変更命令の対象となります。

地域区分(軸)に含まれる地域では、地域区分(面)の景観形成基準と地域区分(軸)の景観形成基準をあわせたものが適用されます。表中は例のように、文頭を【軸名】として青色の文字で表記します。

例：【沿道】沿道景観形成基準、【河川】河川景観形成基準、【段丘】河岸段丘景観形成基準

また景観形成重点地区では、地域区分(面)と地域区分(軸)の景観形成基準、そして景観形成重点地区の景観形成基準をあわせたものが適用されます。

行為制限事項	市街地	田園	山地・森林	山岳・自然公園	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> 中心街では、隣接地と相互に協力して壁面線を合わせるなど、道路沿いにまとまった空間を生み出すように努めること。 住宅地では、道路側に緑化を行う空間を確保するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退し、道路側の既存林を保存するなど自然景観に配慮すること。 大規模行為^{*1}にあつては、特に支障のある場合を除いて、10m以上道路から後退するように努めること。 	自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく許可及び認可の基準による。
		<ul style="list-style-type: none"> 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 		<ul style="list-style-type: none"> 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。 段丘崖の上端付近では、段丘崖側から遠い位置に配置するよう努め、段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように配慮すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 【沿道】大規模行為にあつては、特に支障のある場合を除いて、5m以上道路から後退するよう努めること。 		
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 南アルプス・中央アルプス、河岸段丘林への眺望を阻害しないよう、周辺からの見え方に配慮した規模・高さとする。 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模・高さとし、建築物等と敷地との釣り合いにも配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。 	
高さの ^{*2} 数値基準	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、原則として31m以下とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、原則として18m以下とすること。 工業団地の建築物の高さは、原則として31m以下とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 【沿道】高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。 【河川】河川空間の見通しの良さを妨げないように、規模・高さに配慮すること。 		

※1 大規模行為は伊那市景観条例に定める以下の行為です。

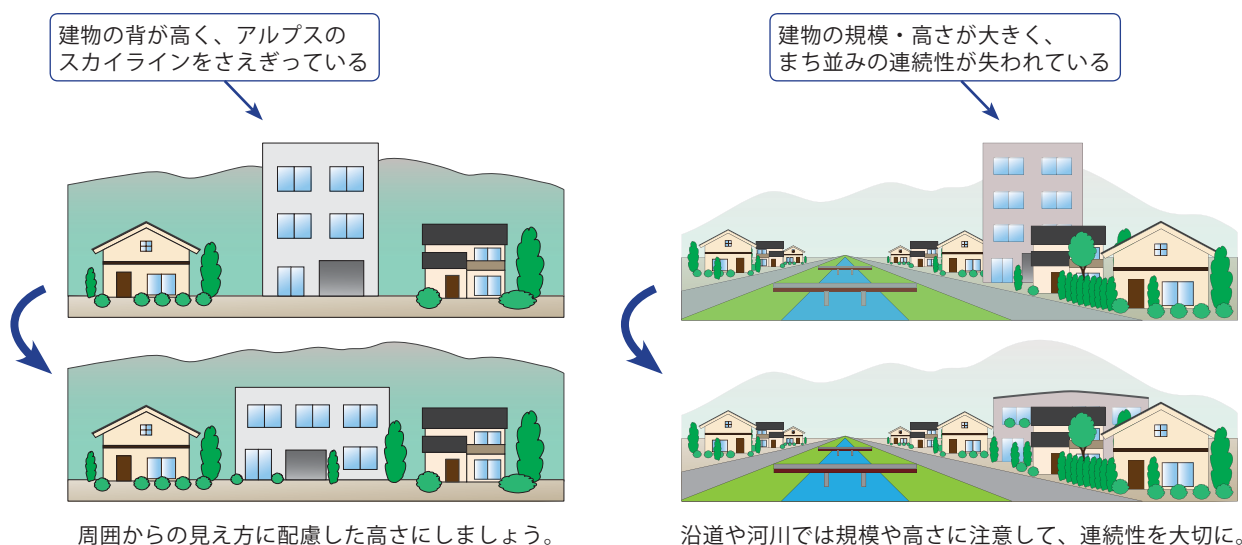
- ・延べ床面積 3,000㎡を超える建築物の建築等
- ・高さ 30m を超える工作物の建設等

※2 学校、病院等の公益上必要な公共施設は、高さの数値基準を適用しません。

行為制限事項	市街地	田園	山地・森林	山岳・自然公園	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	形態※3 ・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 中心街では、正面のデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。 高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は背景のスカイライン※4、周辺の建築物等との調和を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は周辺のスカイライン、周囲の山なみとの調和を図ること。 	自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく許可及び認可の基準による。
	材料※3	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。 大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 <p>【沿道】 道路沿いや河川沿いからの見え方に配慮し、上部及び正面のデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。</p> <p>【段丘】 段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように、外観に十分配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。 反射光のある素材は極力使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。 地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材、自然素材の材料を活用すること。 	

※3 景観法第16条第1項第1号及び2号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係わる、伊那市景観条例に定める「特定届出対象行為」については、法第17条第1項に基づき変更命令の対象となります。

※4 スカイラインとは山や建築物等などが空を区切っていく輪郭です。



行為制限事項	市街地	田園	山地・森林	山岳・自然公園
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	色彩等※1	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 複数の色の使用等に際しては、色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 照明を行う場合は、周辺景観に配慮したうえで、魅力的な夜間景観の形成に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 照明を行う場合は、落ち着きや温かみを感じられるよう努めること。また、ネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものの使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合は周辺景観との調和に十分配慮すること。 	自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく許可及び認可の基準による。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根及び外壁は、マンセル値 (JIS Z 8721) による以下の色彩を基調とすること。※2 <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY) の色相においては彩度 7 以下 ○ その他の色相においては彩度 4 以下 ○ 明度は周辺景観と調和するよう努めること ・ ただし、次に該当するものは、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 外壁の各面の見付面積の 5 分の 1 以内のアクセント色※3 として着色される部分で、景観上支障がないもの ○ 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ○ 地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色 ○ その他法令等で着色が義務づけられている色彩 <p>【段丘】色彩は、原則として周囲の自然になじむ色彩とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木や草花を活用し、通りに面した住宅や商店、オープンスペース等の緑化を行い、潤いの創出に努めること。 ・ 農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門や塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・ 周囲の建築物等と比べて相当大規模な建築物等は、建物まわりに高木の配置等の緑化を行い、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・ 駐車場や自転車置き場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。 ・ 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・ 使用する樹種は在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。 <p>・ 段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行い、段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように配慮すること。</p> <p>【河川】 河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。</p> <p>【段丘】 段丘林の連続性やたたずまいを阻害しないように、周囲の緑化を行うこと。</p>	
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の設置にあたっては周囲の景観に配慮し、外観は落ち着いた色彩とし、複数台の設置時は囲いで覆うなどの工夫を行うこと。 			

※1 景観法第 16 条第 1 項第 1 号及び 2 号のうち建築物及び工作物の形態意匠・色彩に係わる、伊那市景観条例に定める「特定届出対象行為」については、法第 17 条第 1 項に基づき変更命令の対象となります。

※2 詳しくは 63 ページの別表 1 色彩制限を参照してください。

※3 まち並みに彩りを与えるため建物の低層部や窓枠など小面積部分に行う彩色のこと。強調色とも言う。

行為制限事項		市街地	田園	山地・森林	山岳・自然公園
建築物及び工作物の新築増築改築移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 河川等の水辺や山なみなどの眺望を阻害しないように努めること。 			自然公園法及び長野県立自然公園条例に基づく許可及び認可の基準による。
	規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 			
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材は原則として使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。 	
		<ul style="list-style-type: none"> けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 		<ul style="list-style-type: none"> けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落と調和した色調とすること。 	
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色数を少なくするよう努めること。 		<ul style="list-style-type: none"> けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 光源で動きのあるものは、原則として避けること。 		
土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 			
土石の採取及び鉱物の掘採		<ul style="list-style-type: none"> 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。 			
屋外における物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 			
木竹の伐採		<p>【段丘】 河岸段丘林の連なりが失われる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、段丘林の連なりを維持するために、できる限り既存の樹木を残し、伐採した法面の緑化を行う等の配慮を行うこと。</p>			

※4 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。(営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く)



◆西箕輪景観形成重点地区

行為制限事項	田園	沿道	山地・高原地域
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置		
	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、道路から5m以上後退するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。大規模行為にあっては、道路側に既存林を残せるように10m以上後退するよう努めること。
	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		
	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。		
	<ul style="list-style-type: none"> 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。 	
電柱、鉄塔類は、できるだけ目立たないよう設置すること。			
規模・高さ			
<ul style="list-style-type: none"> 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。 			
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、原則として13m以下とすること。また、個々の建築物等の規模は極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、原則として13m以下とすること。また、空地を十分にとり、圧迫感等を生じさせないように努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、原則として13m以下とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 背景のスカイライン、田園の広がり、周囲の建築物等の形態、史跡などの文化遺産との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態、史跡などの文化遺産との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の山なみと調和する形態とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して、質の高いものとなるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は、周辺のスカイラインとの調和に努めること。
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分としてデザイン等に配慮すること。 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 非常階段、パイプ等付帯設備や、付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 			
材料			
<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 			
<ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。 		<ul style="list-style-type: none"> 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。 	
<ul style="list-style-type: none"> 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 			
色彩等			
<ul style="list-style-type: none"> 自然の色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 		<ul style="list-style-type: none"> 自然の色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 	
<ul style="list-style-type: none"> 使用する色数を少なくするよう努めること。 原則として建築物等にはネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものは設置しないこと。また、建築物等をライトアップしないこと。 			

行為制限事項		田園	沿道	山地・高原地域
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する樹種は、地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する樹種は、周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。
	特定外観意匠に関する付加基準	<ul style="list-style-type: none"> 河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮すること。 敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる広告物以外は設置しないこと。 ①公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの ②法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの ③国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの ④自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の居住、事務所、営業所等に表示するもので表示面積の合計10㎡以下のもの ⑤祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの ⑥一時的又は仮設的なもので表示期間が30日を越えないもの ⑦①から⑥までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの 会合その他催物に関するもの はり紙、はり札、立看板及び広告幕類 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件 ⑧事業所や施設等への案内を目的としたもので、次の要件をすべて満たすもの <ul style="list-style-type: none"> 表示面の地盤面からの高さが3.5mまでのもの 表示面積の合計が4㎡未満のもの 基調色は、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木の地肌のもの 支柱の色は、黒色、白色、グレー系色、焦げ茶色のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 前項④及び⑧にあつては、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調・意匠とすること。また、道路から1m以上かつ交差点から10m以上離すこと。
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 			
土石の採取及び鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> 周辺から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の周辺の緑化等に努めること。 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。 			
屋外における物件の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 		<ul style="list-style-type: none"> 道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するよう努めること。 	

※ 西箕輪景観形成重点地区内の地域区分は33ページを参照してください。